

普通預金口座の開設申込をされる 法人のお客様へのお願い

平成25年12月2日より、法人名義の普通預金口座開設手続を次のとおりとさせていただきます。

未公開株式、社債等への投資勧誘を装って法人口座へ資金を振り込ませる手口の詐欺被害や悪質商法が横行し、社会問題となっています。

このような状況を踏まえ、警察庁は金融機関に対し、口座の開設手続を厳格化するよう要請しています。

当行でもこのような金融犯罪を防止するため、法人のお客様の口座開設にあたっては以下の書類をご提示いただき、事業内容等を確認させていただいております。

お客様には、ご不便、お手数をおかけいたしますが、なにとぞご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◆口座開設の流れ

お申込み

お申込みの際は、1、2（必須）および（設立後6ヵ月以内の法人のお客様は）アからエの何れか一つをご提示ください。

ご提示いただく書類は何れも原本とさせていただきます。

確認書類は、当行において写しをとり、保管させていただきます。

【ご用意いただく書類】

1. 履歴事項全部証明書（発行日から6ヵ月以内のもの）

2. 来店される方の公的な本人確認書類（例 運転免許証、健康保険証など）

【設立後6ヵ月以内の法人のお客様の場合、上記に加えて下記のいずれかの書類】

ア. 法人の事業実施にあたり許認可・免許や登録または届出が必要な業種の場合、当該手続が完了していることを証明する書類（例 宅地建物取引業免許等）

イ. 法人の主たる事業所に係る建物登記簿謄本（現在事項証明書）、賃貸借契約書

ウ. 公共料金の領収書

エ. 会社案内、製品のパンフレット、見積書等

※ご提示いただく書類の優先順位はア→イ→ウ→エとさせていただきます（アが最優先です）。

審査結果 のご連絡

お申込日の翌営業日以降、審査結果をご連絡いたします。

※お申込からご連絡まで数日かかります。

※事務所等の届出住所に訪問させていただきます。

※追加で書類のご提示をお願いしたり、役員の方の生年月日・住所等を聴取させていただく場合がございます。

※審査の結果、ご要望にお応えできない場合がございます。あらかじめご了承ください。

口座開設 手続

ご来店いただくか、渉外係が訪問しますので、口座開設手続をお願いいたします。

※犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認をさせていただきます。